

# 総会議事録

令和3年10月

令和3年10月12日(火)開催

宮津市農業委員会

# 宮津市農業委員会定例総会議事録

会期 令和3年10月12日(火)  
開会 午前9時30分、閉会 午前10時28分  
場所 宮津市中央公民館 大会議室

## 農業委員

出席 今中 瞳美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉  
関野 揭司、宮崎 健治、宮崎 正之、松本 聰、吉田 雅典  
吉田 進、小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

13名

欠席 山田 正明

1名

## 農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、糸井 久和、瀬戸 享明  
溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

8名

欠席 平野 信也、和田 隆

2名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

## 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
- 日程第4 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 日程第5 議案第35号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積及び区域の指定について
- 日程第6 議案第36号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第7 議案第37号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について

[関野会長] おはようございます。

ただ今から、令和3年10月定例総会を開会いたします。

初めに、先週10月7日、東京・埼玉を中心に震度5強の地震が発生しまして、被害に遭われた方にはお見舞いを申し上げたいと思います。また、本市では水害はありますが、地震による被害は久しくないと聞いております。災害は忘れたころにやってくると言いますので、皆さん、日ごろから備えをしっかりしていただきたいと思います。

そして先月末で緊急事態宣言が解除になりました、先月お休みいただきました推進委員さんには、2か月ぶりということで推進会議も2か月ぶりの開催ということで、今月も非常にたくさんの中身がありまして、また終了後に建議委員会の専門委員会を予定しております。議事がスムーズに進みますよう、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

それでは本日の議事に入ります。本日の出席者は24名中21名です。欠席は山田委員、平野委員、和田委員の3名です。よって総会は成立いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。石田委員、和久田委員にお願いいたします。

次に、日程第2、「議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

[内藤主任] 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第32号になります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より農地法第3条第1項の規定による許可申請があつたことについて議決を求めます。3件ございます。

1番です。土地の所在につきましては大字由良小字上良※※番、登記地目は畠、面積は※※m<sup>2</sup>となっております。譲渡人は※※にお住まいの※※様です。譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては農業経営を拡大するためです。

2番です。土地の所在につきましては大字日置小字大坪※※番、登記地目は田、面積は※※m<sup>2</sup>です。譲渡人は日置にお住まいの※※様です。譲受人は日置にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、生前中に財産処分を行うためです。譲受人の申請事由につきましては農業経営を拡大するためです。

次に3番です。土地の所在につきましては大字喜多小字回り※※番ほか3筆、登記地目は田が3筆、畠が1筆、面積は合計で※※m<sup>2</sup>です。譲渡人は※※にお住まいの※※様です。譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。

具体的な場所につきましては、4頁に地図を添付しております。上側の地図からお願いします。1番の由良の案件となっております。由良地区公民館より石浦寄りの集落内となっております。

次に中段ですが、2番の日置の案件となっております。日置小学校から国道178号線を養老方面へ進み畠川を越した国道沿いとなっております。

次にその下の地図が3番の喜多の案件になります。喜多の大手川付近になっております。申請地は天神団地から大江山側へ進んだ位置となっております。

次の5頁をお願いします。現地の写真を添付しております。最初に1番目の写真ですが、1番の由良の案件となっております。集落内の生活道路沿いで面積の半分程が保全管理の状態で、主にみかんの木が植樹されております。

次に2番目の写真ですが2番の日置の案件となっております。写真の手前に少し作付されておりますが、その奥の農地の中程は保全管理の状態でした。

次に下の3番目の写真とその下の写真になりますが、2枚が3番の喜多の案件となっております。3番が喜多※※番の畑で住宅の山手にあります。下が田3筆です。写真の右側の田につきましては、分筆されて2筆となっておりますが現況は1枚の田となっております。

次に6頁から8頁にかけまして許可申請に係る調査書を添付しております。

最初に6頁の1番の案件についてですが、調査書の最初にあります第2項第1号の所有する農地を適正に管理できるか、という点につきましては、譲受人の所有する農地に永年耕作できていない農地があることが判明しておりますが、これらにつきましては、後で提案のあります非農地証明交付申請によりまして放棄地を整理することとしております。その他の農地については譲受人の経営状況、従事状況等から、申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第5号の下限面積30aにつきましては、譲受人の経営農地は耕作放棄地を除外した状態で※※aあり、基準を満たしていることとなっております。その下の第2項第7号の地域の調和につきましては、去る9月27日、栗田の地区担当ですが代理で宮崎健治委員、平野推進委員に立会いをお世話になりました。現地を確認しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は申請農地の周辺で農業をされていることから、今後も周辺農地に特段影響を及ぼすことはないものと考えられました。

次に裏面の7頁になります。2番の案件についてです。調査書の最初にあります第2項第1号の所有する農地を適正に管理できるかという点につきましては、譲受人の所有する農地に永年耕作できていない農地があることが判明しておりますが、これらにつきましても後で提案のあります非農地証明交付申請によりまして、放棄地を整理することとしております。その他の農地については譲受人の営農経営状況、従事状況等から申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用でき

るものと見込まれました。第2項第5号の下限面積30aにつきましては譲受人の経営農地は耕作放棄地を除外した状態で※※aあり基準を超えることとなっております。その下の第2項第7号の地域の調和につきましては、去る9月27日、地区担当の吉田進委員、瀬戸推進委員に立会いをお世話になりまして現地を確認しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は申請農地の周辺で農業をされていることから周辺農地に特段影響を及ぼすことはないものと考えられました。

最後に8頁です。3番の案件についてですが、第2項第1号の所有する農地を適正に管理できるかという点につきましては、譲受人の所有する農地に放棄地はなく、現在の譲受人の営農経営状況及び従事状況等から、全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第5号の下限面積30aにつきましては、譲受人の経営農地は※※aあり基準を超えることとなっております。その下の第2項第7号の地域の調和については、去る9月29日、地区担当の関野会長、細見推進委員に立会いをお世話になり現地を確認しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は申請農地の近辺で農業をされていることから、周辺農地に特段影響を及ぼすことはないものと考えられました。

議案第32号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番は由良の山田委員の代理でお世話になりました宮崎健治委員、2番は吉田進委員、3番は私、関野から申し上げます。

〔宮崎委員〕 失礼します。先月に続きまして、由良地区担当の山田委員さんの代理で私、宮崎が1番の案件の現地確認を行いましたので報告させていただきます。

去る9月27日、平野推進委員さん、事務局の職員2名と私の計4名で現地確認を行いました。申請された農地につきましては資料の写真のとおり一部みかんの木が植樹されておりますが、何とか保全管理で現状を維持しているといった状況ですが、その先いつまで続けられるかということで心配されていたようです。今回申請の譲受人さんは積極的に農業をされている方とお聞きしております。申請地は住宅地にありますので、その場所を荒らすのは良くないという思いで管理を申出されたようでございます。以上のことから、許可について問題ないと思われましたので報告させていただきます。

〔吉田委員〕 2番の譲渡人の状況は子どもが居られないということで、このまま放っておくと耕作放棄地になってしまうということで、これは予測なんですが、

お願いをして買っていただいたんではないかなというふうに思っております。譲受人の方は積極的には農業をしておられませんが、保全管理プラスアルファくらいのことはされるということで、差支えはないというふうに思われます。以上です。

〔関野会長〕 続きまして3番は私の方から報告させていただきます。9月29日の11時から細見推進委員と事務局2名で現地確認を行いました。この写真の中の下から2番目については、※※さん自身がもう10年以上畑で耕しております、一番下の写真の3筆は、実は専決の方でも上がっておりますが、私の名義で10年以上借りておりました。今回は所持者が変わったということで合意解約となつたんですが、※※さんも地元に帰られてから20年近くずっと農業をやっておりまして、この申請のほうは私と8名で、グループで相談しておりました。※※さんもその一人であります、今回は、地元の※※さんが全てを売却されるということで、このような話になっております。内容につきましては、何ら問題ないと確認しております。以上です。

〔関野会長〕 それではこれより議案第32号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 特に意見もないようですので異議なしと認め、議案第32号については承認してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第32号については承認とします。次に、日程3、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 それでは9頁を御覧ください。議案第33号になります。「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」下記の申請人より農地法第4条第1項の規定による許可申請があつたことについて意見を求めます。1件ございます。

土地の所在につきましては大字日置小字大門※※の登記地目は畑、面積は※※m<sup>2</sup>です。申請人及び土地の所有者は高槻市にお住まいの※※様です。転用目的は

露天駐車場を整備するためです。具体的な場所につきましては、10頁に地図を添付しております。地図は日置浜の集落となっております。申請地は国道下の日置小学校の手前になりますが、浜公民館を海岸へ下りた所になっております。その下に現地写真を添付しております。赤枠で囲まれた部分が申請地となっております。手前の申請の枠のない枠から外れている部分ですが、こちらにつきましても申請人の所有地ですが、以前に分筆され宅地となっております。以前は船小屋が建っていたとのことでした。永年作付されておりませんが、定期的に戻ってこられ保全管理をされているとのことでした。計画されております露天駐車場につきましては乗用車を3台駐車するスペースと進入路について、コンクリート舗装をすることになっています。手前の分筆された宅地も含めた長方形の土地のうち、海側の約半分に施工されることとなっております。

次の11頁に本案件に係る意見書を添付しております。申請に係る土地、事業計画、土地の区分を確認しております。意見書の中ほどにあります、適当の文字に丸囲みしてある所ですが、1番の農地の区分と転用目的についてですが、こちらは第1種住居地域となっておりまして、農地の区分としましては第3種農地に該当するということで転用可能な農地となっております。2番の資力及び信用につきましては、自己資金について残高証明により確認しております。また9番の周辺農地への影響等につきましては、隣接地に耕作されている農地はなく、また、コンクリート舗装に伴う雨水につきましては既設の側溝で対応可能なことを確認しております。

議案第33号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当の吉田進委員から補足説明をお願いします。

〔吉田委員〕 はい。写真を見ていただいたとおり、一部フェンスで囲われてはおりますが、ほとんど今まで管理を適正にされてはおりましたが、左側の家の持ち主であります、駐車スペースが全く他にはないんですね。ですので仕方がないのかなと思います。以上です。

〔関野会長〕 それでは、これより議案第33号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 特に意見もないようですので異議なしと認め、議案第 33 号について  
は京都府へ進達してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 33 号については京都府へ進達いたします。次に、日  
程 4、議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」  
を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の 12 頁を御覧ください。議案第 34 号になります。「農  
地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」下記の申請人より農地法  
第 5 条第 1 項の規程による許可申請があつたことについて意見を求めます。1 件  
ございます。

土地の所在につきましては大字由良小字深田※※番の登記地目は宅地、面積は  
※※m<sup>2</sup>となっております。貸付人は由良にお住まいの※※様です。借受人は貸付  
人と同居の親子となります息子の※※様です。転用の目的は農産物処理加工施設  
の設置で、自身で収穫されたオリーブの搾油を計画されております。

具体的な場所につきましては、13 頁に地図を添付しております。位置的には国道  
178 号線沿いのローソン宮津由良店と隣接した位置となっております。その下に  
現地写真を添付しております。申請地の中央付近に立ちまして北側、南側と 2 枚  
に分けて撮影しております。オリーブが植樹されておりますが、施設の設置にか  
かる面積は農地全体が※※m<sup>2</sup>ありますが、このうちの※※m<sup>2</sup>で、中央のオリーブ  
の植樹されていない部分を計画されております。

工事の概要につきましては、鉄筋平屋建、床面コンクリート張、倉庫と作業室  
に区切られた設計となっております。また搾油に伴う雑排水を処理する目的で淨  
化槽設置も計画されております。工事費は税込で※※円となっております。

次の 14 頁に本案件に係る意見書を添付しております。左上になりますが、農  
地の区分ですが、申請地は概ね 10ha 以上の規模一団の農地区域内にある農地で  
あり第 1 種農地となっております。従いまして基本的には一般的な施設には転用  
が許可されない農地となっておりますが、意見書の中ほどにあります、適当の文  
字に丸囲みしてある所ですが、1 番の農地の区分と転用目的についてで、例外的  
に転用が認められる場合があることが農地法で定められておりまして、農地で収  
穫された作物を集荷及び加工する目的の施設用途については、例外的に転用が認  
められることとされております。今回の申請はこの例外規定に該当することから、  
転用可能となっております。

2 番の資力及び信用につきましては、金融機関発行の残高証明による確認をと

っております。雑排水、雨水の排水対策につきましての項目ですが、作業場からの雑排水は施設内に設ける浄化槽へ排水することとし、雨水につきましては既設の排水溝へ排水することで対応可能なことを確認しております。工期は令和3年7月1日から令和3年10月31日となっております。

なお、この申請につきましては、事務局の判断の誤りによりまして、事務手続きに差替えがありましたので御説明をさせていただきます。お手元の別紙の事務局連絡事項等の綴りの中ですけども、資料のNo.4をお願いします。当初5月に先程の同一の事案について当事務局と協議の上、200m<sup>2</sup>以下の農業用施設という理由から、許可申請を要しない転用の届出として届出を提出されております。これを受けまして事務局では書類審査及び現地確認の結果、届出を受理し6月3日の役員会において専決案件として報告をしております。この時点で工事に着手しておりますが、後日6月9日、丹後振興局から「搾油機を据付けての搾油施設は加工施設に該当し倉庫等のような農業用施設には該当しない。このため転用面積が200m<sup>2</sup>未満であっても農地法第5条の許可申請が必要である。」との指導を受けました。※※氏にはこの事の顛末を丁重に説明し御理解をいただいたうえで今回の申請書を提出していただくこととなりました。また既に工事が始まっていますので、工事を中断することは※※氏に不利益が発生することから、丹後振興局に理解を求め、事前着工という形を取っております。

議案第34号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当のこちらにつきましても代理でお世話になりました宮崎健治委員に補足説明をお願いします。

〔宮崎委員〕 こちらの案件につきましても、私の方から御報告させていただきます。9月27日に由良の平野推進委員さん事務局の職員2名と私の4名で現地確認を行いました。詳細につきましては先ほどの事務局の説明のとおりでございます。現地の確認では隣接する農地と申請地との間に既設の排水溝が設置されており、加工場の排水は全てこの排水溝に排水されることを確認しております。そのほか周囲の状況を確認いたしましたが、農地には特段影響を及ぼすようなことはないと思われましたので、許可相当で問題ないと思われますので、報告させていただきます。以上です。

〔関野会長〕 それではこれより議案第34号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

[関野会長] 特に意見もないようですので異議なしと認め、議案第34号について  
は許可相当の意見を付し、京都府へ進達してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

[関野会長] それでは議案第34号については許可相当の意見を付し、京都府へ進  
達します。次に、日程5、議案第35号「農地法第3条第2項第5号の規定による  
別段面積及び区域の指定について」を議題とします。事務局より、提案説明を  
お願いします。

[内藤主任] お手元の資料の15頁を御覧ください。議案第35号になります。「農  
地法第3条第2項第5号の規定による別段面積及び区域の指定について」につき  
まして、下記の申請人より農地法第3条第2項第5号の規定による許可申請があ  
ったことについて議決を求めます。1件ございます。

先に別段面積及び区域の指定について御確認をお願いいたします。18頁から  
20頁を御覧ください。今年度、令和3年4月から運用開始となっております「宮  
津市空き家に付随した農地の別段面積取扱規程」となっております。この案件が  
宮津市では運用開始から第1号の申請となります。この規程では、第1条の趣旨  
の項ですが、「移住及び定住の促進並びに遊休農地の活用及び解消を図るため、  
空き家を購入又は賃借し農地を耕作しようとする者の農地取得を容易にする農  
地法第3条に規定する農地の権利移動に係る別段面積の取扱いについて必要な  
事項を定めるものとする。」となっております。

この項の第3条、別断面積の項になりますが、宮津市空き家バンクに登録され  
た空き家に付随する農地につきましては、通常は宮津市の農地取得の要件は下限  
面積が30a、つまり3,000m<sup>2</sup>ですけども、この規程により1m<sup>2</sup>の下限面積を設定  
することが可能となっております。また次の第4条設定区域にありますとおり1  
筆毎に区域を設定することとなっており、議決された時には19頁の第6条第3  
項にありますとおり別段面積及び指定区域について告示をすることとなってお  
ります。

20頁にフロー図を添付しております。この中で現在の状態は中ほどの⑤にな  
ります。③で別段面積に係る申請を受けまして、④の現地調査を実施し、今現在⑤  
の所で、この場で審議をお世話になります。なお、別段面積指定後の所有権移転  
の手続につきましては、農業委員会に係る許可申請につきましては、下限面積が  
3,000から1m<sup>2</sup>になること以外は下の⑧のとおり通常の3条申請と同じ手続を行

うこととなっております。

それでは案件の説明に戻ります。15 頁をお願いします。土地の所在につきましては大字須津小字宮ノ後※※番ほか 6 筆、登記地目は畠が 1 筆、田が 6 筆、面積は合計で※※m<sup>2</sup>となっております。申請人及び土地の所有者は西宮市にお住まいの※※様です。農地の付随する空き家の所在につきましては大字須津小字宮ノ後※※、絶対条件でありますのが空き家バンクの登録物件となっております。

具体的な場所につきましては、16 頁に地図を添付しております。須津地区の須津彦神社付近を表示しておりますが、この地図の向きとしましては、中央に宮川が流れておりますが、この宮川の流れが図面の下から上へ向かって流れる方向の地図となっております。地図の上側の方に吉津小学校と阿蘇海がある位置関係となっております。申請地ですが、地図上で黒く塗り潰した住宅が登録の空き地となっております。すぐ下の※※番、※※番が空き家に隣接した農地となっております。他の 5 筆は、宮川と須津彦神社を挟んで少し離れたところとなっておりますが、距離についての規定は特にありませんが、いずれの農地も空き家から 200 m 以内の場所となっております。

この下に現地写真を添付しております。16 頁の 2 枚が空き家に隣接しております※※番、畠と※※番、田となっております。いずれも近年は作付されておらず保全管理のみの状態となっております。次の 17 頁をお願いします。上段と 2 番目の写真、須津※※番と※※番になりますが、この 2 筆は連なった田であります。こちらにつきましても作付けはされておらず保全管理されている状態であります。次に 3 番の写真、須津※※番ですが、最近まで近所の方が農地の一部を耕作させていたようです。最後、一番下の写真になりますが、須津※※番、※※番となっております。通路を設置する際分筆されたようで、斜線よりも手前が※※番となっております。奥の※※番ですが、作付けはされておりませんが保全管理され、時々近所にお住まいの方が馬の放牧に利用させていたようです。

議案第 35 号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願いいたします。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員の松本委員から補足説明をお願いします。

〔松本委員〕 昨日 10 月 11 日になりますが、事務局と私で現地確認を行いました。なお日程の都合により糸井推進委員は別の日に事務局と現地確認をしています。空き家バンクに登録された空き家とこれに付随する農地について資料にありますとおり、地図、写真と照らし位置、農地の状況等について相違ないことを確認いたしました。つきましては別段面積及び区域の指定については何ら問題ないと

思います。以上です。

[関野会長] それではこれより議案第35号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

[小山委員] 何個か聞きたいんですけど、空き家バンクは売買ですか、賃借ですか。

[内藤主任] 売買も賃借もどちらもできることとなっております。以上です。

[小山委員] では、譲渡が決まってから持ち主さんがお決めになるのですか。

[内藤主任] そうです。

[小山委員] 売買と賃借では載せる欄が違うじゃないですか。空き家バンクに登録して情報を出す欄が貸すと売るとでは違ってくると思うんですけど。

[小西事務局長] 貸す場合も売る場合もあるんですけど、その空き家とセットで農地がありますよ、ということがこの指定によって出せるということになっておりますので、いずれのパターンでも御利用はいただけるということでございます。

[小山委員] どちらにしろ、賃借にしろ売買にしろ決まってから3条申請とか出来るじゃないですか、それを借受けた人が耕作をしないといけないじゃないですか。そこは例えば、「これだけの面積を耕作しません」となった場合、例えばその持ち主さんが使っていないところがあるなら非農地になるとか、そこらへんはどうなるんですかね。持ち主さんと契約が決まって、これで出す以上、これだけの面積は耕作してもらわないと困るということで空き家バンクに出すんですか。

[小西事務局長] 基本的には指定ということで、もうこの所有者の※※さんの御意向が、空き家と農地は渡したい、買ってほしい、とのことなので、そういう状況に応じた方でないと条件には合わないということになります。

[小山委員] 分かりました。

[関野会長] よろしいですか。

[小西事務局長] すみません補足ですが、実はこれにつきましては、最初に物件を

登録された時に農地も指定していただくのが良いのですが、同時進行のような形で進んでおりまして、実は買いたいという方が既にありますと、その審査をまた今後お世話になるということで、本日はまずは指定ということでございまして、そういう形で進んでいるということでございます。

〔関野会長〕 他にご質問がありましたらお願ひします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので、議案第 35 号については異議なしと認め、指定することとしてよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 35 号については指定することといたします。次に日程 6、議案第 36 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の 21 頁を御覧ください。議案第 36 号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より許可申請があつたことについて議決を求めます。4 件ございます。

1 番です。土地の所在につきましては大字由良小字濱頭※※、登記地目は畠、面積は※※m<sup>2</sup>となっております。土地の所有者は海外のカナダにお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和 59 年 4 月 21 日から耕作していないということです。

2 番です。土地の所在につきましては大字由良小字上良※※番・※※番合地ほか 4 筆、登記地目はいずれも畠、面積は合計※※m<sup>2</sup>となっております。土地の所有者は議案第 32 号の 3 条申請にありました、由良にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和 40 年頃から耕作していないということです。

次に裏面の 22 頁をお願いします。3 番になります。土地の所在につきましては大字日置小字西ノ堀※※ほか 3 筆、登記地目はいずれも畠、面積は合計※※m<sup>2</sup>となっております。土地の所有者はこれも先程の 3 条申請にありました日置にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和 20 年頃から耕作していないということです。

4 番です。土地の所在につきましては大字滝馬小字小西下※※番ほか 1 筆、登記地目はいずれも畠、面積は合計※※m<sup>2</sup>となっております。土地の所有者は東京

都練馬区にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては平成 11 年 8 月 1 日から耕作していないということです。

具体的な場所につきましては、23 頁及び裏面の 24 頁に地図を添付しております。初めに 23 頁をお願いします。由良地区の地図となっております。中段左端の点線の枠囲みに 1 番の案件がありますが、位置的には国道 178 号線沿いのセバーグ由良の宮津寄りとなっています。次に先程の 1 番以外の②の農地が 2 番の案件となっております。5 筆あります。この中で地図の上側にあります由良※※番ですが、地図上では海岸沿いの陸地として表示されておりますが、実際には波線の丸印付近一帯は海に水没しておりますとして農地を確認することはできませんでした。また、法務局の公図及び市税務課が管理しております固定資産の課税台帳の位置情報にも情報がありませんでした。従いまして前後の地番から波線丸印の位置にあるものと推測しております。次にその下の由良※※番ですが、宮本集落の住宅地の民家となっております。次に下の方になりますが由良※※ですが、由良宮本の家門集落付近、その他由良※※番、※※番付近につきましては由良脇集落の奥の山の中となっております。資料により御確認ください。

次に裏面の 24 頁をお願いいたします。3 番の日置の案件になります。日置上集落の公民館付近の宅地となっております。上側の日置※※番につきましては山際にとなっております。

その下の最後の 4 番ですが滝馬付近の地図となっておりますが、申請地は 2 筆とも宮津天橋高等学校の山手側、学校の裏門付近の住宅地になっております。

次に 25 頁から 27 頁に現地の写真を添付しております。初めに 25 頁をお願いします。上段が 1 番の由良の案件になります。長年駐車場及び進入路として利用されており、今後も農地として利用される見込みはないとのことでした。その下の 2 番目の写真をお願いします。写真にあります住宅の敷地が申請地となっております。この下の海の写真ですが由良の※※番と思われる付近の写真となっております。先程の説明でもありましたが、一年を通じて常に水没しており確認が困難な状況でした。一番下の写真になりますが、由良の※※番の農地となります。2 番の由良の申請地で最も山奥の農地であり山林原野化が進んでおりました。

次に 26 頁をお願いします。2 番の由良※※番の農地となります。スズキ、背高泡立草などが密生しており原野化が進んでおります。その下、由良※※番ですが家門集落付近となっております。以前から周囲一帯が耕作放棄され、ガマ、ススキ、つる植物が密生しており農地の境界や形状等が確認できない状況となっていました。その下の 3 番の日置の案件になりますが枝番で 2 筆に分かれていますが、日置※※が車庫より手前の倉庫付近、日置※※が車庫とその奥の住宅の敷地となっております。その下の日置※※ですが、こちらも写真の倉庫と住宅の敷地となっております。

次に 27 頁をお願いします。日置※※番になります。日置上集落の山際に位置する農地で写真のとおり竹が密生しておりました。次にその下の 2 枚になりますが、4 番の滝馬の案件になります。高校のすぐ近所で住宅地であることから草刈り等の保全は定期的に行われることでしたが、長年作付けされておらず、今後も耕作する見込みはないとのことでした。

議案第 36 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1 番、2 番につきましては、こちらも代理でお世話になりました宮崎健治委員、3 番は吉田進委員、4 番は今中委員から報告をお願いします。それでは大変ご苦労様ですが 1 番、2 番につきまして宮崎委員よろしくお願ひします。

〔宮崎委員〕 失礼します。由良の案件につきましても、私から御報告させていただきます。9 月 27 日に同様に 4 人で現地確認をさせていただきました。1 番の案件につきましては、先程の事務局の説明のとおり長年耕作されておらず駐車場として利用しているようで、農地として利用することは難しいと思われました。続いて 2 番目の案件ですが 5 が所あります写真のとおり全て家が建っている所、それから海に水没している所、山林原野化が進んでいる所などの現地の様子を確認してきました。いずれも農地としての利用は困難であると思われました。以上のことから、1 番の案件、2 番の案件ともに非農地で異論はないと判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございました。続きまして吉田進委員お願ひします。

〔吉田委員〕 同じく建物が建っておりますし、写真を見てもらったとおりということです。それから竹藪になっておりますので、まあどこも難しいのではないかということあります。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございました。続きまして今中委員お願ひします。

〔今中委員〕 9 月 28 日に酒井推進委員さんと事務局で現地確認を行つてまいりました。周りは住宅街になっていますし、長らく耕作されていないことや、持ち主の方が高齢ということで非農地も仕方ないのかなと思いました。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより議案第 36 号につきまして質疑に入

ります。御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

[関野会長] 特に意見もないようですので異議なしと認め、議案第36号について  
は承認してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

[関野会長] それでは議案第36号については承認といたします。次に、日程7、  
議案第37号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について」を議題とし  
ます。事務局より提案説明をお願いします。

[内藤主任] 28頁をお願いします。議案第37号「農用地利用集積計画(利用権設定)  
の決定等について」になります。28頁と裏面の29頁に一覧を掲載しております。  
28頁が貸手と借手が直接利用権設定を行う貸借の一覧になります。2件ございま  
す。貸借期間につきましては2件とも6年の届出となっておりますが、貸借の終  
期を4月14日に統一しているため、貸借期間が6か月短くなっております  
5年6か月となっております。

次に裏面の29頁をお願いします。こちらにつきましては中間管理機構を介し  
た貸借となっております、貸手と借手が決定しておりますので一括方式での提案  
となっております。2件ございます。2件とも※※様でオリーブ栽培を予定され  
ております。貸借期間は令和11年1月14日までの7年3か月となっております。

なお、今回の全ての利用権設定に係る公告日につきましては、10月19日とな  
っております。資料により御確認ください。議案第37号に係る説明は以上とな  
ります。御審議を賜わりますようよろしくお願ひいたします。

[関野会長] これより議案第37号につきまして質疑に入ります。御意見、御質問  
のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

[関野会長] 特にないようですので異議なしと認め、議案第37号につきましては  
決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 37 号については決定とします。以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願ひいたします。

宮津市農業委員会會議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により  
署名する。

会長 関野掲司

委員 石田弘司

委員 和久田三三代

記録者 小西正樹